慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	改正商法に於ける新社債制度
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1940
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.19, No.1 (1940. 7) ,p.53- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19400715-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

改正商法に於ける新社債制度

栗栖赳夫

内容

（一）前言
（二）社債借換の場合に於ける便法
（三）無擔保社債の受託者制度
（四）社債申込證に記載すべき事項の補充改善
（五）社債登記期間の延長及登記事項の補足改善
（六）欠缺利札に關する規定の追加
（七）社債の時效に關する規定の追加
（八）債券及社債原簿の記載事項の追加
（九）社債利息の支拂又は一部償還を怠りたる場合の救濟規定
（一〇）社債權者集會及其の代表者制度の創設

（一一）轉換社債制度の創設
（一二）社債の整理と「レシーバー」制度の創設
（一三）新社債制度の實施に關する規定
（一四）結　語

以上

（一）前　言

長き間待望せられてをつた我が改正商法（總則編及會社編）も愈ゝ本年一月から實施の運びに至つたのであつて、之に依つて我が商法上の社債制度は全く面目を一新するに至つた。

今回の商法中改正法律は明治四十四年の改正以來の大改正を總則編及會社編に加へたものであり、商法上の社債制度に付ても時勢の進運と社會の要請とに伴ひ寔に大なる改正を加へたものであつて、曩に司法省民事局から公表せられた「商法中改正法律案說明」に依つても「商法特に會社法の改正は近時に於ける立法上の世界的趨勢」であると爲し、而して之は「商事生活は近來殊に世界戰爭後著しく複雜多岐を加へ、諸國に於て往時の舊法を以てしては到底之に追隨することを得ざるに至りたるを以てなり」と謂つてをるのである。今回の改正商法が企圖する諸改正中社債制度の改善は最も注目すべき主要のものの一つであつて寔に多岐多方面に亘るけれども今其の根底を成す精神は

之を大體社債權者たる公衆の利益擁護の强化と社債制度の技術的改善とに歸し得るのである。即ち

(一) 先づ第一款總則に於ては

(1) 舊社債償還の爲めにする社債の募集に付ては社債の總額に關する制限に依らなくてもよいこととしたこと

(2) 社債募集の委託を受けたる會社をして社債の償還を得るに必要なる一切の行爲を爲さしむることとしたこと、即ち英米に所謂無擔保社債の受託者を認めたこと

(3) 社債申込證に公示すべき事項の不備を補足したこと

(4) 社債登記の期間を延長し其の登記事項に修正又は補足を加へたこと

(5) 欠缺利札に關する規定を補ひたること

(6) 社債の時效に關する規定を加へたこと

(7) 債券及社債原簿の記載事項に修正又は補足を加へたこと

等が其の主要なものであり、

(二) 次に第二款に於ては新に社債權者集會に關する款を設け、其の招集、議事、決議、決議の執行、代表者其の他に付規定を設け、

(三) 更に又定款の變更に關する節に於て轉換社債、即ち社債を一定條件の下に株式に轉換する制度を新設し、

(四) 尙ほ又會社の整理の節に於ては先年我が社債の整理救濟に付唱道せられた所謂「レシーバー」(管理人)制度をも認めたものであつて、斯かる改正の根底を成す精神が上述の二點、即ち社債應募者、社債權者たる公衆の利益保護と社債制度の技術的改善とに在ることは吾人の先づ留意すべき點であると言はねばならぬ。

今回の改正前の商法の社債制度が社債發行に關する規定に重點を置き、社債の整理救濟に關する規定を缺き大きな不備のあつたことは多くの人々の苦き經驗に依ても色々に明らかにされた所である。又起債其の他の技術的規定に不備缺陷があり、之が爲めに起債會社其の他が各種の不便を嘗めたことも多くの人々の熟知する所である。大凡そ社債制度に關し今回の改正商法が企圖した所は斯かる不備及缺陷を補はむとするに在つたのである。而して其の主要なるものに付て、以下極く簡單に述べて見ることとする。

(二) 社債借換の場合に於ける便法

先づ今回の改正商法が舊社債償還の爲めにする社債の募集に付ては、其の舊社債の額は社債の總

額中に之を算入せざることとした點に付て述べる（改正商法第二九七條第二項）。從來商法は會社の拂込みたる株金額又は最終の貸借對照表に依る現存財産（改正商法に依り「純財産」と改め疑義を一掃す）を以て社債發行の限度とし、社債借換の場合に付別段の例外規定を設けなかつた爲め、借換に當りては舊社債と新社債とが一時的乍ら併存して右の限度を超ゆる場合を生じ不便が誠に尠くなかつたのである。之が爲め會社は先づ一時的借入を爲して舊社債を償還し然る後新社債を發行し、其の手取金を以て一時的借入金を返濟するが如き煩瑣なる手續を爲さなければならなかつた。今回の改正商法は斯かる不便を救はむが爲めに特殊債券借換の場合の例外規定（日本興業銀行法第一六條、日本勸業銀行法第三七條、農工銀行法第二八條、北海道拓殖銀行法第一五條、東洋拓殖株式會社法第二八條、東北興業株式會社法第一五條、帝國燃料興業株式會社法第一八條等）に倣つて新に規定を設けたものであつて、新規定に依れば

（1）舊社債の額は社債の總額中に之を算入せざること

（2）舊社債は新社債拂込の期日（全額拂込方法に依る場合）又は第一回拂込の期日（分割拂込方法に依る場合）より六月内に之を償還すること

とした。即ち、六月間は新舊社債の併存を認めた次第である。尤も分割拂込方法に依る場合は「第

一回拂込の期日より六月内」と謂ふから、最終回の拂込期日は尠くとも第一回拂込の期日より六月内に之を定める必要がある。「六月内」は例へば内債を償還する爲め外債を募集するが如く特別の事情ある場合をも考慮し、十分の餘裕を置く意味に於て定められた期間に外ならぬ。

（三）無擔保社債の受託者制度

抑々英米に於ては屢〻擔保附社債のみならず無擔保社債に付ても社債權者と發行會社との間に受託者（trustee or trustees）の介入を見、其の受託者は信託契約の定むる所に從て社債權者の爲めに其の利益を擁護し、社債の辨濟を怠つた場合に於ては社債權者の爲めに其の救濟を求めるものであつて其の實用は寔に尠くない。是に於て今回の改正商法も斯る無擔保社債の受託者に相當する制度を我が國にも認むるに至つたものに外ならぬ。

今回の改正商法に依ると商法上の社債即ち無擔保社債の受託者は「社債募集の委託を受けたる會社」に限つた（改正商法第三〇九條第一項）。「社債の募集の委託を受け」るとは、會社の委託に因つて社債の募集に必要なる外部的手續（株主總會の決議の如き内部的のものを除く）を爲すことを指し、之に依て社債の募集を容易にするものであつて、元來之れは明治四十四年の商法改正の際英米法の觀念を入れたものに外ならぬ。今回の改正商法に於ては此の社債募集の委託を單純なる場合と

然らざる場合とに分けてをる。今回の改正商法第三百一條第二項第十四號に「社債募集の委託」とあるは前の場合に當り、第三百一條第二項第十五號に「社債の應募額が總額に達せざる場合に於て前號の會社(社債募集の委託を受けたる會社)が其の殘額を引受くべきことを約したるとき」とあるは後の場合に該る。此の後の場合は今日廣く「募集の請負」、「請負募集」又は「引受募集」と稱せられてをるものであつて(今日迄斯る募集方法に付十分の規定なかりしは不備とせられたものである)、現に我が國に於て行はれる募集方法は此の種のものが最も多數を占めてをる。要するに此の二つの場合の委託を受けた會社は、即ち前述の受託者たり得るものである。「會社」と限定してあるから會社以外の者は其の資格がない。而かも施行法及證券引受業法に依れば、斯かる會社は銀行及信託會社の外證券引受業法に依て免許を得た證券會社に限られることゝなつてをる。

無擔保社債の受託者に附與せられた最も主要の權限は、社債權者の爲めに社債の償還を受くるに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限である(改正商法第三百九條)。元來改正前の商法の下に於ては無擔保社債の社債權者が社債の償還を得る行爲は各自個別的に之を爲すものであつたが、斯樣に個別的に權利を行使するのでは、社債權者の爲めにも又發行會社の爲めにも不便が極めて多いから、擔保附社債信託法第八十四條に倣つて受託者が社債權者の爲めに社債の償還を受け

るに必要なる一切の行爲を爲し得ることとした次第に外ならぬ。之に依つて多數の社債權者は一團として受託者を通し極めて效果的に社債の償還を發行會社に求めることが出來、又發行會社は社債元利金を受託者に提供し、受託者に於て社債權者の爲めに之を受領すれば最早其の責を免れることとなり、殘る問題は受託者が社債權者に對し一定の通知又は公告を爲し債券又は利札と引換に元利金を支拂ふだけとなる(改正商法第三百九條第二項又は第三項)。ところで今日の起債の實情を見ると、社債の募集額が增大したに伴ひ所謂「引受シンヂケート」(syndicate)と稱し、二箇以上の會社(銀行又は信託會社等)が社債募集の委託を受け、又は其の募集を請負ふことが多い。斯くの如く社債募集の委託を受けた會社が二以上ある場合に於ては、今回の改正商法に依ると、其の二ッ以上の會社が共同して受託者の權限に屬する行爲を爲すこととし(改正商法第三百十條)、又社債權者に對しては連帶して償還金の支拂を爲す義務を負ふこととした(改正商法第三百十一條)。之は申す迄もなく社債權者の利益の保護を厚うせむとする趣旨に外ならぬ。又本來社債は長期債務であるから、其の發行から償還に至る迄には十年若くは十年以上の長年月に亘る場合が多く、斯かる長年月の間には受託者の更迭を見る必要もあると豫想せらるるので、今回の改正商法は之に付て又規定を設けた。即ち今回の改正商法は受託者の退任に付三ッの事由を擧げ　其の一は承諾辭任、即ち發行會社及社

債權者集會の同意を得て辭任する場合であり、其の二は許可辭任、即ち已むを得ざる事由ある場合に裁判所の許可を得て辭任するものであり、其の三は解任、即ち受託者が其の事務を處理するに不適當なるとき其の他正當の事由ある場合に裁判所が發行會社又は社債權者集會の請求に依て受託者を解任するものである(改正商法第三百十二條及第三百十三條)。受託者の退任に因つて受託者がなきに至つたときは、發行會社及社債權者集會の一致を以て承繼者を選定し、又已むを得ざるときは裁判所に於て利害關係人の請求に基き承繼者を選任し(改正商法第三百十四條)、以て社債權者の利益擁護に缺くる所がないやうにせむとした次第である。思ふに此等の點は擔保附社債信託法の規定に倣ふ所が甚だ多い。尙ほ又無擔保社債の受託者は次に述ぶべき社債權者集會を招集し(改正商法第三百二十條)、社債權者集會に出席し又は書面を以て意見を開陳し(改正商法第三百二十二條)、其の決議を執行する等(改正商法第三百三十條)、寔に重要なる役割を與へられ、且つ又發行會社が或一部の社債權者に對し爲したる辨濟、和解其の他の行爲が著しく不公正なるときは、訴を以て社債權者全員の爲めに其の行爲の取消を請求することが出來るのであつて、其の役割は又擔保附社債信託法に於ける受託會社に甚だ似てをる。之を要するに斯く實用ある無擔保社債の受託者制度を認むるに至つたことは、後述の社債權者集會制度と相俟つて起債界に資する所が寔に尠くないと言はねばならぬ。

（四）社債申込證に記載すべき事項の補足改善

更に今回の改正商法は社債申込證に記載すべき事項の不備を補足した。即ち、新に社債申込證に記載すべき事項として加へたものは次の通りである（改正商法第三百一條第二項）。

(1) 利息支拂の方法及期限
(2) 債券を記名式又は無記名式に限りたるときは其の旨
(3) 舊社債の償還の爲會社の拂込株金額又は現存純財産を超えて社債を募集するときは其の旨
(4) 社債募集の委託を受けたる會社あるときは其の商號
(5) 社債の應募額が總額に達せざる場合に於て社債募集の委託を受ける會社が其の殘額を引受くべきことを約したるは其の旨

(1) 今回の改正商法に依れば會社が社債の利息の支拂を怠つたときは、一定の手續に依り期限の利益を失ふこととなるので（改正商法第三百三十四條）、社債の利息支拂の方法及期限は社債の償還方法及期限と同樣に重視すべきものであるに拘らず（擔保附社債信託法第二十二條第一項第一號、第十九條第一項第七號參照）、從來之を申込證に記載せしむることとしてをらなかつたので、今回改めて之を申込證に記載せしむることとした次第である。(2)次に今回の改正商法は從來通り社債權者

に對し債券の形式變更請求權を認めたけれども、唯債券を記名式又は無記名式に限る旨の特約がある場合に此の限に在らざることとし(改正商法第三百八條但書)、而して斯かる特約を定むる場合に於ては之を申込證に記載せしむることとしたものである。(4)の社債募集の委託を受けたる會社は前述の通り受託者となるものであり、又(5)は斯る委託を受けたる會社が募集を請負ひ應募不足額を自ら引受け社債を成立せしむるものであるから、何れも其の商號及其の旨を申込證に記載せしむることとした次第に外ならぬ。尙ほ改正前の商法は「最終の貸借對照表に依り會社に現存する財產の額」とあつたのであるが、今回の改正商法は「最終の貸借對照表に依り會社に現存する純財產」と改め、「純」の字を加へて其の意義を明にし疑義を一掃したことは既に一言した通りである。

(五) 社債の登記期間の延長及登記事項の補足改善

更に今回の改正商法は、社債の登記期間を延長し登記すべき事項を補足し不備を改善した。從來社債の登記は其の全額又は第一回の拂込があつた日から起算して二週間內に本店及各支店の所在地に於て登記することを要したけれども、今日の如く株式會社企業の發達を見、全國各地(內地)に多數の支店を有するものが多くなつて來れば、各支店の所在地に於て右二週間內に登記することは、期間が短きに失すると思はれることが尠くない。そこで、今回の改正商法は之を三週間に延長した

次第である(改正商法第三百五條第一項)。

尙ほ今回の改正商法は又新に登記事項として左記のものを加へた(改正商法第三百五條第二項)。

(1) 利息支拂の方法及期限

(2) 社債募集の委託を受けたる會社あるときは其の商號

社債の利息支拂方法及期限竝に社債の募集の委託を受けたる會社は共に既述の通り社債權者其の他から見て重視すべき點であるから、今回の改正の結果之を登記すべき事項としたものに外ならぬ。尙又改正商法は會社合併に因る社債承繼の登記に付ても新に規定を設けた(改正商法第四百十四條第二項)。

(六) 欠缺利札に關する規定の追加

更に今回の改正商法は明文を以て社債の欠缺利札に關する慣習を認め其の不備を補ふこととした。元來社債の欠缺利札に關する慣習は明治三十九年の國債に關する特別法(法律第三十四號)第七條に「無記名國債證券に對し元金を償還する場合に於て其の證券に附屬する利札中欠缺せるものあるときは之に相當する金額を元金の內より控除す。但し既に利子仕拂期を開始したる利札に付ては此の限に在らず(第一項)、前項利札の所持人は何時と雖其の利札を提出して控除金額の仕拂を請求する

ことを得」と規定したことに由來するのであつて、今回の改正商法も之と同趣旨の規定を設けた(改正商法第三百十五條)。即ち無記名社債を償還する場合に於て支拂期の到來せざる利札が欠缺するときは其の利札面金額に相當する金額を償還額より控除することとすると同時に、其の欠缺利札の所持人は何時にても之と引換に控除金額の支拂を請求することが出來ることとした次第である。尤も新規定は利札面金額に相當する金額を償還額より控除すと謂ひ又欠缺利札の所持人は之と引換に控除金額の支拂を請求することを得と定めたのであるから、未だ元金償還の請求なく從つて欠缺利札に相當する金額を償還額より控除するに至らざるときは、本より欠缺利札の所持人は欠缺利札を提示しても直ちに以て其の支拂を受くるに由がないと解さねばならぬ。從來の慣習も同樣であつた。

欠缺利札と引換に支拂ふべき控除金額は「償還金より控除」したものであるから、之が元金の一部であることは申す迄もない。併し乍ら、之は上記の通り欠缺利札と引換に支拂はれるものであるから、次に述べる通り特に其の請求權は普通の利札と引換に支拂はれる利息並に五年の消滅時效に依ることとした(改正商法第三百十六條第三項)。

(七) 社債の時效に關する規定の追加

更に今回の改正商法は新に社債の時效に關する規定を設けた。元來社債は多數の公衆を相手とす

一種の綜合的債權であつて、普通に無記名式で廣く公衆の間を轉轉として流通するものであるから、其の元金の償還請求權が改正前の商法の規定(第二百八十五條)に從ひ五年間之を行はざる場合に、時效に因つて消滅することとしては短きに失し、種々不都合を生ずるのであつた。之は比較的改正が容易であり且又從來の商法社債規定より一段進むでをつた特殊債券法、例へば日本興業銀行法(第十六條ノ二)、日本勸業銀行法(第四十條)、農工銀行法(第三十一條)等が特に興業銀行債券、勸業銀行債券、農工債券等の償還請求權に付民法の規定する十年よりも更に長き十五年と定めてをる點から見ても、之を知ることが出來る次第である。そこで今回の改正商法は社債償還請求權の消滅時效を十年とし、又前述社債の受託者が社債權者の爲あに償還額の辨濟を受けた場合に於て、社債權者が債券と引換に其の償還額の支拂を請求する權利の消滅時效も亦十年として現行法の不備を補ふこととした(改正商法第三百十六條第一項及第二項)。

又今回の改正商法は社債の利息請求權の消滅時效を五年とした。之は元金の償還請求權の如く長くする必要のなきことは申す迄もない。前記欠缺利札の控除額支拂請求權に付ても亦同樣である。

(八)　債券及社債原簿の記載事項の追加

更に今回の改正商法は債券及社債原簿の法定記載事項に修正又は補足を加へた。即ち新に債券の

法定記載事項として加へた點は左の通りである(改正商法第三百六條)。

(1) 利息支拂の方法及期限

(2) 債券を記名式又は無記名式に限りたるときは其の旨

(3) 社債募集の委託者を受けたる會社、即ち社債の受託者があるときは其の商號

又新に社債原簿の法定記載事項として加へた點は左の通りである(改正商法第三百十七條)。

(1) 利息支拂の方法及期限

(2) 社債募集の委託を受けたる會社、即ち社債の受託者があるときは其の商號

凡そ斯くの如く新に加へられた點に付ては既に社債の申込證の法定記載事項を說くに當り一通りの說明を加へて置いたから茲では省く。

(九) 社債利息の支拂又は一部償還を怠りたる場合の救濟規定

改正前の商法に於ては社債の利息の支拂を怠つたとき、又は定期に社債の一部を償還すべき場合に於て、其の償還を怠つたときに社債權者に對し十分の救濟手段を與へてをらないので、種々の不都合があつた。そこで今回の改正商法は大體擔保附社債信託法の規定に倣ひ新に此の場合の救濟規定を設けた次第に外ならぬ。

即ち新規定に依ると斯かる場合に於ては社債權者集會の決議に依て會社に對し二ヶ月を下らざる一定の期間内に、其の利息支拂又は償還を爲すべき旨及其の期間内に之を爲さゞるときは社債の總額に付期限の利益を失ふべき旨を書面を以て通知し會社が尙ほ其の期間内に利息の支拂又は償還を爲さゞるときは會社は社債の總額に付期限の利益を失ひ、總額の償還を請求せらるることとした次第である（改正商法第三百三十四條）。此の新規定も從來の社債規定の不備を補ひ實用を發揮することが尠くない。

（一〇）社債權者集會及其の代表者制度の創設

更に今回の商法改正は又社債權者集會（the meeting of bondsholders）及其の代表者（representatives）制度を創設した。即ち社債權者が各自個別的に其の權利の行使を爲すことは社債權者自身の爲めに極めて不便であるばかりでなく、社債權者の利益保護に却つて十分ならざる結果ともなり、又斯かる個別的行使は會社の事業にも著しき支障を生ぜしむることもあるので、多數社債權者の團體的行爲を認め、社債權者團體の意思を決定する機關として是亦擔保附社債信託法の定むる所に倣つて社債權者集會制度を認むることとした次第に外ならぬ。

今回の改正商法に依ると社債權者集會は商法に別段の定めある場合のみ裁判所の許可を得て社債

權者の利害に重大なる關係を有する事項に付て一定の多數決の方法に依り決議を爲すことが出來るものとし(改正商法第三百十九條、第三百二十四條)、其の決議は裁判所の認可あるときは其の效力を生じ、總社債權者を拘束することとなるものである(改正商法第三百二十五條乃至第三百二十八條)。

社債權者集會は發行會社又は受託者、即ち社債募集の委託を受けたる會社に於て之を招集することとし、社債總額の十分の一以上に當る社債權者は集會の招集を發行會社又は受託者に請求することが出來る(改正商法第三百二十條)。各社債權者は社債の最低金額毎に一箇の議決權を與へられ、無記名式の債券を有する者が其の議決權を行使するには會日より一週間前に債券を供託することを要し(改正商法第三百二十一條)、決議には普通の決議の外特に社債權者の利害に重大なる關係ある事項に付特別決議が認められる(改正商法第三百二十四條)、大凡そ是等の點は擔保附社債信託法の定むる處と趣旨を同じうしてをるのである。集會に於て決議が效力を生ぜしむる爲め其の認可を請求すべき者は、集會の招集者と定められ、其の請求は決議の日から一週間內に之を爲さねばならない(改正商法第三百二十五條)。裁判所は決議が不適法、不當著しく不公正又は社債權者の一般の利益に反するときは其の決議を却下するのである(改正商法第三百二十六條)。之に反して決議が適法正當のものとして裁判所の認可を得れば、既に一言した通り、初めて其の效力を生ずるのであつて

茲に總社債權者に對し拘束力を有することとなるのである(改正商法第三百二十七條)。尙ほ社債の發行會社は決議の認可又は不認可が決定すれば其の旨を公告することを要する(改正商法第三百二十八條)。大凡そ此の點は擔保附社債信託法の定むる所と比較して其の不備に鑑み修正改善が加へられてをり一段進歩せるものと謂ひ得る。

又今回の改正商法は社債權者集會に於て一人又は數人の代表者を選任し、其の決議すべき事項の決定を之に委任し得ることとした(改正商法第三百二十九條)。此の點も擔保附社債信託法の規定と同じである。社債權者集會の決議には其の性質上執行を要するものと然らざるものとある。執行を要するものに付ては原則として前記の受託者が之を執行し、斯かる受託者なきときは社債權者集會の代表者が之を執行するものとする。但し集會に於て別に執行者を定めた場合は其の者に於て執行の任に當ることとした(改正商法第三百三十條、第三百三十一條、第三百三十二條)。社債權者集會に關する費用は原則として發行會社の負擔とする(改正商法第三百三十七條)。集會の議事錄其の他に付ても擔保附社債信託法に定むる所と大體同樣である。尙ほ又數種の社債を發行した會社は、其の各種の社債別に社債權者集會を招集することを要する(改正商法第三百三十八條)。之は各種類の社債權者の利害は必ずしも一致しないから已むを得ない。

要するに今日迄無擔保社債に付社債權者集會制度のなかつたことは改正前の商法の頗る不備とせられた點であつて、今回の改正に依り之が認められることとなつた結果上述の受託者制度と共に必すや大なる實用を發揮することと信じて疑はない。

（一一）　轉換社債制度の創設

更に又改正商法は轉換社債、即ち英米の所謂「コンバーティブル・ボンド」(convertible bonds)を認めることとなつた。之は社債權者が會社の營業狀態の好轉することを信ずるに至つた場合に、社債の拂込金を振替へて株式の拂込金と爲し以て株主と爲ることを許すものであつて、之に依て社債の成立を容易ならしむる實益があり、延いて會社資本(資金)の調達を便利にするものである。英米に於では其の實用を廣く發揮してゐる。

今回の改正商法の定むる所に依ると

(1)　轉換に依り增加すべき資本の總額、轉換せらるべき社債竝に轉換の條件、轉換に因りて發行すべき株式の內容及轉換を請求し得べき期間は資本增加の決議を以て之を定むること（改正商法第三百六十四條）

(2)　轉換に因りて發行すべき株式は全額拂込濟のものとし、且つ其の株式の金額は轉換すべき社

債の發行額を超過することを得ざること(改正商法第三百六十五條、第二百八十八條第二項參照)

(3) 轉換社債の社債申込證、債券及社債原簿には左の事項を記載することを要すること(改正商法第三百六十六條第一項)

(イ) 社債の株式に轉換することを得べきこと

(ロ) 轉換の條件

(ハ) 轉換に因りて發行すべき株式の內容

(ニ) 轉換の請求を爲すことを得べき期間

(4) 社債の登記に在つても右(3)に掲げた事項を登記することを要すること(改正商法第三百六十六條第二項)。

(5) 轉換を請求する社債權者は轉換せむとする社債を表示し、請求の年月日を記載して署名せる請求書二通に債券を添附して之を會社に提出すること(改正商法第三百六十七條)。

(6) 轉換社債を目的とする質權は轉換に因りて社債權者の受くべき株式の上に存在すること(改正商法第三百六十八條、第二百八條第一項參照)

(7) 轉換社債の轉換は其の請求を爲したる時の屬する營業年度の終に於て其の效力を生ずること

（改正商法第三百六十八條、第三百六十二條參照）

(8) 轉換に因て生じた資本の增加竝に資本の減少は毎營業年度の終より一月內に本店の所在地に於て之を登記することを要することとし、更に其の登記を爲したる後二週間內に支店の所在地に於て之を登記することを要すること（改正商法第三百六十九條、第六十四條第二項參照）

となつてをる。

轉換株式に付ても上述の轉換社債に關する規定と大體同趣旨の規定を設けた（改正商法第三百五十九條乃至第三百六十二條）

轉換社債及轉換株式の制度は實施を見るに至らば必ずや相當に實用を見、我が起債竝に證券界に資することと信ずる次第である。

（一二）社債の整理と「レシーバー」制度の創設

最後に今回の改正商法は株式會社に關する規定中に「會社の整理」なる節（第七節）を設け、英米の所謂「レシーバー」（receivers）制度を認めることとなつた。

元來此の制度が英米に於て社債其の他を負擔する會社の整理に當つて、實用を發揮してをることは今更申す迄もないことである。元來會社が營業上破綻を生じ破產に瀕した場合に於て、從來整理

と稱し對々の間柄に於て種々當面の措置を講ずる事例が珍らしくなかつたけれども、其の整理たるや公正且つ適確を缺くことが多いのみならず、多くの場合に於て先づ會社財産の保全、即ち會社財産の散逸を防ぐ必要あるも之に公力を伴はざるを以て其の必要を充すことが出來ず、實に種々不都合缺陷があつた。是に於て今回の改正商法は此の不備を補ひ、裁判所の管掌の下に最も有效に會社の整理を爲さしむることとし、會社の現況其の他の事情に依り支拂不能又は債務超過に陷るの虞又は疑あるときは、裁判所は一定の者の申立、其の他に因り會社に對し整理開始の命令を爲すことを得（改正商法第三百八十一條）、整理開始の命令があつたときは裁判所は更に會社の業務の制度其の他會社財産の保全處分、株主の名義書換禁止、會社の業務及財産に對する檢査の命令、整理又は和議に關する立案及實行の命令、取締役又は監査役の解任、其の他會社の業務及財産に關する監督の命令竝に會社の業務及財産に關する管理の命令等を爲し得るのである（改正商法第三百八十六條）。會社の業務及財産に關する監督の命令があつたときは、裁判所は督督員を選任し、監督に當らしめる（第三百九十七條）。又會社の業務及財産に關する管理の命令があつたときは、裁判所は即ち管理人「レシーバー」を選任し、之に當らしめるものであつて（第三百九十八條）、其の命令に依り會社の取締役は會社管理の權限を失ひ、會社の代表、業務執行等の權限及取締役が其の資格に基いて有す

る法定の權限は一切之を擧げて管理人に專屬することとなり、會社の財產及業務を管理し、社債權者其の他の債權者等は之に依て其の利益を害せらるることを防止することが出來るものである。實際に於て社債を發行せる會社は多く大會社であつて、元利金支拂等が起つた場合に於ては、上述社債權者集會の決議に基き前記の受託者をして其の救濟、利益の擁護に當らしめ、整理の見込充分なる場合に於ては、或は此の管理人、即ち「レシーバー」をして發行會社の業務及財產を管理せしめ營業を繼續しつつ整理を完行するのが實利的の場合が相當に多かるべく、此の意味に於て管理人、即ち「レシーバー」制度を認むる利益は大いと謂はねばならぬ。

（一三）新社債制度の實施に關する經過規定

斯くの如く今回の改正商法は本月一月一日から施行せられるに至つたが、之に依る新社債制度の實施に付ては商法中改正法律施行法（昭和十四年公布）に依り經過規定を設けたのであつて次の諸點を注意しなければならぬ。

(1) 新規定は株式會社が新法施行前に社債募集の決議を爲した場合は舊規定に依り社債を募集し、新法施行後に社債募集の決議を爲した場合に初めて新規定の適用を見るのである（施行法第五十五條）。即ち社債募集の決議が新法施行前なるか又は施行後であるかゝ標準となる譯であ

る。爰に社債募集の決議の時を標準とすることに對しては該決議が單に社債募集の內部手續である點と所謂「オープン・エンド・モアゲージ」(open-end-mortgage)に依る擔保附社債の發行は、最初信託契約を締結する株主總會の決議を爲し置くに止まり各回の社債の發行に當つては別段株主總會の決議に依らないから今後相當長き期間(擔保附社債信託法第三十一條ノ二)に亘つて舊規定に依る社債の募集を許すこととなり之と新規定に依るものとの識別が仲々困難となる點に鑑み、實際手續として決議の時期を標準とすることは必ずしも最善の策とは認め難い。

(2) 別に述べた通り新法は商法に依る社債の受託會社即ち社債募集の委託を受けたる會社又は其の事務承繼者を銀行、信託會社又は證券引受會社に限定したのであるが(施行法第五十六條第一項、有價證券引受業法第五條)、新法施行前に社債募集の委託を受けた場合には其の限りでない(施行法第五十六條第二項)。

又別に述べた通り新法は前項の受託會社が社債權者の爲に社債の償還を受くるに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有すること等に付規定を設けたが(改正商法第三百九條乃至第三百十四條)、此等の規定は新法施行前に社債募集の委託を受けた場合には之を適用しないこととした(施行法第五七條)。

(3) 更に新法は又社債償還請求權の時效に付規定を設けたが(新法第三一六條)。此の改正商定は新法施行前に生じた債權に付ても適用せられる(施行法第五十八條)。

(4) 別に述べる通り改正商法は第二編第四章第五節第二款に於て社債權者集會に關する規定を設けた。此の社債權者集會に關する規定は、前記商法に依る社債の受託會社の事務處理に關するものを除く外舊法に依つて募集せられた社債にも適用せられる(施行法第五九十條)。

(5) 新法第三百二十條第四項及第三百二十一條第二項(及其の準用規定)は一定の場合に社債權者が其の權利を行使するには無記名の債券を有する者をして其の債券を供託せしむることゝしたが、其の供託　供託局に之を爲すか然らざる場合には司法大臣の指定する銀行又は信託會社に之を爲さしむることゝした(施行法第六十條)。

(6) 尙ほ社債權者集會の招集、償還額の支拂又は償還に關する社債權者集會の決議の執行に當つてする公告は發行會社の定款所定の公告方法に依るのである(施行法第六一條)。

(7) 尙ほ又別に述べた通り改正商法第二八七條の規定に依れば社債權者に償還すべき金額の總額が社債の募集に依て得た實額を超過するときは其の差額は之を貸借對照表の資產の部に計上することを得、其の場合に於ては社債償還の期限內に每決算期に於て均等額以上の償却を爲さしむることゝした。而して斯る整理方法は實は新法施行前に於ても普通行はれた所であるので、

會社が新法施行前に既に右差額を貸借對照表の資產の部に計上してをる場合に於ては右新法第二百八十七條の規定に依て償却せしむることとした(施行法第五十三條)。

(8) 更に又改正商法第四百十四條第二項は合併後存續する會社又は合併に因て設立した會社が合併に因て社債を承繼した場合に於ては合併登記と同時に社債の登記を爲すことを要する旨を定めた次第であるが、今回の改正商法施行法第六十七條は上記存續會社又は新設會社に新法施行の際合併に因て承繼した社債がある場合には新法施行の日から一ヶ月內に上記新法第四百十四條第二項に依て社債の登記を爲さねばならぬことゝした。若し之に違反する場合に於ては會社の取締役に對して過料の制裁がある。

今回の改正商法の實施上社債に關し注意すべ點は大體上述の通りである。

尙ほ商法の改正に伴ひ之に對し特別法たる關係を有する擔保附社債信託法中にも改正を加ふべき點が多々あるが、之れは目下改正準備中であるから玆には言及せぬことと致したい。

(一四) 結　言

以上は今回の商法改正が社債又は之に關聯する規定に付て改正を加へた點の極大要である。此等の改正は何れも時勢の要請及進運に適應すべく改正を加へたものであつて今回の實施が社會を益することが寔に尠くないことは屢言する迄もない。

(昭和一五・六・一四五)　(完)